

施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第1号)

記入例

福生市長 宛て

同意欄の内容に同意し、施設等利用給付に係る認定を申請します。

令和 元 年 7 月 1 日

保 護 者	住所	福生市 本町5番地	自宅電話番号	042-123-5678
	現住所(市外)	(※現住所が福生市外の場合のみ記)		
	続柄	氏名	生年月日	携帯電話番号
	申請者	父 福生 太郎 <small>(世帯主と一致させてください。)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ○年 ○月 ○日	090-1234-5678
	母 福生 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ○年 ○月 ○日	080-1234-5678	

世帯主と一致させてください。通知書類の宛名となります。

児 童	① 氏名	フリガナ	フリガナ	③ 氏名	フリガナ
	福生 一郎	フッサ イチロウ	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	福生 桃子	フッサ モモコ
	個人番号	個人番号	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	個人番号	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
	生年月日	クラス年齢	生年月日	クラス年齢	生年月日
<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 25年 5月 15日	5 歳児 <small>平成31年4月1日時点</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 27年 10月 8日	3 歳児 <small>平成31年4月1日時点</small>	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 平成31年4月1日時点	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 平成31年4月1日時点
利用施設名	●●幼稚園	利用施設名	●●幼稚園	利用施設名	

①申請する児童全員を記入してください。※幼稚園等に在園していない兄弟姉妹は記入しないでください。②クラス年齢は平成31年4月1日時点の年齢です。

利用開始(予定)日	令和 元 年 10 月 1 日
-----------	-----------------

※「令和元年10月1日」と記入してください(無償化開始日)。なお、令和元年11月以降に入園する場合は、入園日を記入してください。

備考	
----	--

同意欄

私は、以下のいずれかの施設等の施設等利用給付認定を希望をするため、次の記載内容に同意します。

- ・ 幼稚園 (子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)
- ・ 特別支援学校幼稚部

ただし、幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含む。

【同意事項】

- (1) 施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求める場合があること。
- (2) 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定と認められる場合に、施設・事業者へ提供する場合があること。
- (3) 施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、合があること。
- (4) 施設等利用給付に係る認定事務が集中する時期に利用給付認定の審査結果通知は、申請後30日を超過する場合があること。
- (5) 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定の申請が取り下げられる場合があること。
- (6) 利用開始日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合は、本認定の申請が優先される場合があること。

「同意欄」をご一読いただき、署名欄に署名をお願いいたします。署名欄には世帯主が署名してください。(※署名がない場合、申請ができません。)

署名欄 福生 太郎